

# ウォッチオーナーズクラブ 2 年(WOC2) 会則

## 第1条 本会の目的

腕時計に関する情報を通して会員の興味の上向上に努めること。

## 第2条 本会の名称

本会はウォッチオーナーズクラブ2年(WOC2)と称する。

## 第3条 運営

本会は株式会社Bestnavi.jp company(以下、「運営会社」という)が運営する。

## 第4条 入会資格

- (1)運営会社と契約を結んだ取扱い店において、販売価格50,000円以上(税込)の腕時計を購入した者。
- (2)入会者の居住地域は限定しない。

## 第5条 入会金

入会金は対象時計の販売価格が5万円以上100万円(消費税込)未満の場合28,600円(税込)、対象時計の販売価格が100万円(消費税込)以上の場合46,200円(税込)、年会費は無料とする。

## 第6条 入会

- (1)会員となろうとする者は、対象時計を購入した際に限り、所定の入会申込手続を経て入会することが出来るものとする。
- (2)本会への入会申込は、対象時計を購入した店舗がいずれかであることを問わず、運営会社に対して行われるものとする。
- (3)運営会社は、入会申込をおこなった者が、第4条及び5条のに定める条件を満たす限りすみやかに本会への入会を許諾するものとする。

## 第7条 会員特典

本会会員は、第1条の目的を達成する為に、以下のサービスを受けることができる。

- (1)腕時計情報のメールマガジンの配信を受けることができる。
- (2)購入した時計の偶然的事故による損害の補償を受けることができる(以下「WOC付帯補償サービス」という)。
- (3)前項記載のサービスは、会員本人のみが受けることができる。

## 第8条 会員の地位の譲渡

会員は、腕時計の譲渡と共に会員の地位を譲渡することが出来る。ただし、会員の地位の譲渡は、会員又は譲受人が当該対象時計を販売した取扱店において、運営会社に対して書面による申請を行い、運営会社がこれを承諾しない限り、運営会社に対して対抗することができない。

## 第9条 補償範囲

WOC付帯補償サービスの詳細は、WOC2重要事項説明書の通りとする。

## 第10条 退会

- (1)退会は会員の入会店舗への申し出により行われる。
- (2)会員は、前項記載の退会申出を行ったときに、本会を退会したものとみなす。
- (3)前項に基づき本会を退会した者は、前項記載の退会の日が入会申込をおこなった当日から30日以内であるときは、入会金の返還を受けることが出来る。

## 第11条 本会則の改定

運営会社は、本会則を会員への事前の承認又はこれに対する通知なく、任意に変更することができるものとする。本会則を変更した場合、会員は、改定後の会則に従うものとする。

## 第12条 個人情報の利用

- (1)運営会社は本会会員の個人情報を、本会員制度の運営・維持管理、情報提供、サービスの充実その他本制度に関連・付随する業務の目的に限り利用するものとする。
- (2)運営会社は、本会会員の個人情報を前項記載の利用目的の達成に必要な範囲において、株式会社ノバリ(動産総合保険の取扱保険代理店)と共有し、また、業務委託先(動産総合保険の引受保険会社)に提供するものとする。